

## 県民の生活環境の保全等に関する条例施行費市町村交付金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、愛知県事務処理特例条例(平成11年愛知県条例第55号。以下「特例条例」という。)に基づき市町村が処理する事務のうち、特例条例別表第4の9の項から15の項までの事務(以下「特例事務」という。)に要する経費として毎年度交付する県民の生活環境の保全等に関する条例施行費市町村交付金(以下「交付金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象市町村)

第2 交付金は、特例事務を処理する市町村に対し交付する。

(交付金の算定)

第3 市町村に対する交付金の額は、別表第1に定めるところにより予算の範囲内で算出した額とする。

(交付の決定及び交付時期)

第4 交付の決定及び交付時期は、市町村権限移譲交付金交付要綱第4の規定による。

附 則

1 この要綱は、平成16年3月26日から施行し、平成15年10月1日から適用する。なお、平成15年度下期(10月から3月まで)の交付金の交付については、別表第1中、「特例条例別表第4」を「特例条例別表第2」と読み替えるものとする。

2 愛知県公害防止条例施行費市町村交付金交付要綱は廃止する。ただし、平成15年度上期(4月から9月まで)分の愛知県公害防止条例施行費市町村交付金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

## 別表第1

以下の基礎事務費（人口割）及び規制事務費（工場等数割）の2つの区分ごとに積算した額の合計金額を交付金とする。

### 1 基礎事務費（人口割）

特 例 事 務 の 内 容	積 算 内 容
[全市町村] 県民の生活環境の保全等に関する条例の施行のための窓口設置に係る経費並びに特例条例別表第4の10の項の（9）、（13）及び（16）並びに12の項に係る事務	当該年度4月1日現在の人口に応じた経費は別表第2にて積算する。 ただし、名古屋市については基準額にA/Bを掛けて算出した額とする。

- 但し
- A： 規制事務費（工場等数割）のうち、名古屋市に適用のある特例事務のみに係る経費について、別表第3にあてはめて算出した額
  - B： 規制事務費（工場等数割）のうち、名古屋市に適用のない特例事務を含めた事務に係る経費について、別表第3にあてはめて算出した額

2 規制事務費（工場等数割）

特 例 事 務 の 内 容	積 算 内 容
<p>[全市町村]            特例条例別表第4の9の項並びに10の項の(1)から(8)まで、(10)から(12)まで、(14)、(15)及び(17)から(19)までに係る事務</p>	<p>前年度3月31日現在の騒音発生施設、振動発生施設、悪臭関係施設及び特定建設作業の数に応じた経費は、別表第3にて積算する。(特定建設作業のみ、その数を2分の1とする。)</p> <p>前年度3月31日現在の飲食店、喫茶店、ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、テニス場、遊泳場、アイススケート場及びカラオケボックスの数に応じた経費は、別表第3にて積算</p>
<p>[全市町村]            特例条例別表第4の11の項の(1)から(8)まで、13の項から15の項に係る事務</p>	<p>前年度3月31日現在のばい煙発生施設、粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、大気指定工場等、公害防止担当者選任工場等、揚水設備設置工場等、特定化学物質等取扱事業所の数に応じた経費は、別表第3にて積算する。</p>

## 別表第2

## 基礎事務費（人口割）

ランク	人 口 (以 上 ～ 未 満)	交付基準 (千円)
A	1人 ～ 1万人	38
B	1万人 ～ 2万人	45
C	2万人 ～ 3万人	52
D	3万人 ～ 4万人	59
E	4万人 ～ 5万人	66
F	5万人 ～ 10万人	86
G	10万人 ～ 15万人	105
H	15万人 ～ 20万人	125
I	20万人 ～ 25万人	144
J	25万人 ～ 30万人	164
K	30万人 ～ 40万人	184
L	40万人 ～ 50万人	203
M	200万人 ～	296

別表第3

## 規制事務費（工場等数割）

区分	ランク	工場等数 (以上～未満)	交付基準 (千円)
騒音 ・ 振動 ・ 悪臭 ・ 特定建設作業	A	1	3
	B	1～30	7
	C	30～50	9
	D	50～100	13
	E	100～200	19
	F	200～300	27
	G	300～400	35
	H	400～500	53
	I	500～750	77
	J	750～1,000	107
	K	1,000～2,000	145
	L	2,000～3,000	162
	M	3,000～4,000	172
	N	4,000～	624
ばい煙 ・ 粉じん 等	A	1～100	26
	B	100～500	80
	C	500～1,000	137
	D	1,000～2,000	204
	E	2,000～3,000	275
飲食店 営業等	A	1～500	1
	B	500～1,000	3
	C	1,000～1,500	5
	D	1,500～3,000	11
	E	3,000～4,500	17
	F	4,500～6,000	23
	G	6,000～7,500	29
	H	20,000～	78